

令和3年1月26日  
東北森林管理局

## 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について

東北森林管理局では近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に資するため、日最高気温の状況に応じた現場管理費率の補正について下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 適用時期

令和3年1月1日以降に入札公告を行う森林土木工事から適用

#### 2. 試行にかかる用語の定義

##### ア 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、新型コロナウイルス対策を実施する場合は「日最高気温が28度以上の日」をいう。

##### イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

##### ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率＝工事期間中の真夏日÷工期

#### 3. 試行の取組内容

##### (1) 施工計画書の作成

受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

##### (2) 気温の計測方法等

###### ア 計測方法

気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又

は地域気象観測所（以下「地上・地域気象観測所」という。）の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の観測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

#### イ 気温の補正方法

アの気温の計測結果（工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式により難しい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

補正後の気温（℃）＝気温（℃）－標高差（m）×0.6／100（m）

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差（m）＝工事現場の標高（m）－計測箇所の標高（m）

（気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること）

※補正後の気温は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

#### （3）計測結果の報告

受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

#### （4）現場管理費率の補正

発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値（％）＝真夏日率 × 補正係数

※補正係数：1.2

お問い合わせ先： 東北森林管理局

森林整備部森林整備課

TEL 018-836-2163

計画保全部 治山課

TEL 018-836-2260